
ホットニュース(平成11年度／第19号)

●今月の業界ホットニュース／～都市計画制度見直しのパブリックコメント～

都市計画中央審議会の計画制度小委員会では、都市計画制度見直しの検討を行っており、建設省都市計画課では次のようなこれまでの検討概要について、パブリックコメントを求めている。

- 1)都道府県の都市計画に関するマスタープランの創設
- 2)都市計画区域外における開発行為及び建築行為についての考え方
- 3)線引き制度及び開発許可制度の見直し
- 4)既成市街地再整備のための新たな制度
- 5)環境問題等への対応のための制度の強化
- 6)都市計画の決定システムの合理化

このうち1)～3)は、とくに地方都市圏において、モータリゼーションにより想定範囲を越えた生活圏の拡大に伴って拡散した土地利用に対し、都市計画制度ではコントロールできなかったことを省みて、この空白領域を補強し、中心市街地を再整備しつつコンパクトな都市空間の再形成を目指すものと考えられる。この目標には異論はないが1)の内容には課題が多いと思われる。

現在市町村レベルでは、地方分権や市民参加を踏まえ、個性ある自立的な都市を目指して市町村マスタープランを策定したり、検討しているところである。一方、これまで都道府県は線引き都市計画区域では、「整備、開発又は保全の方針」をマスタープランとして扱っており、未線引き地域が空白領域であった。したがって、今回の見直しは未線引き地域でのマスタープランの内容として限定的に捉え、市町村マスタープランの精神を活かすことに十分な配慮を願いたい。

(代表取締役 堀田紘之)

●都市防災と都市忘災

阪神・淡路大震災に端を発し、各自治体が都市の防災性を再認識して久しい。更に近年では台湾での大地震、山陽新幹線トンネル事故など災害ばかりである。災害が発生すると、やれ人災だのという評価がなされるが、災害に対する認識が甘いという点で既に人災であるといつてよい。

日本における地震は火災を伴うことが特徴であり、阪神・淡路大震災のような同時多発的な火災に対して消防力は微力であり、鎮火するに至る要素は面整備が6割(空地等2割、道路・鉄道等4割)、都市施設3割、消防力1割という結果になっている。このように面整備の果たす延焼阻止機能は重要であり、今後とも認識すべき事項である。

各自治体が作成する『地域防災計画』は主として、災害が発生してからの対応を示すものであり、その中では『災害応急対策計画』に最も多く紙面が割かれている。それに対し、都市防災は『災害予防計画』の一部に記載されるのみである。このようなバランスを反映してか、防災全般に対する都市計画の役割は行政内の一機関を担っているに過ぎない。

確かに都市防災は時間と手間のかかる事業である。特に問題があるような地区は、木造密集地区であると同時に、不燃領域や幹線道路の不足が見られるような箇所であり、まず何から手をつけていけば良いのか非常に悩ましい。それに、ちょっとした整備が効果的になる反面、抜本的に行わなければ効果がないといった背反性をもっている。

そのような中で、防災に視点を置いて都市の整備計画を改めて検証することは重要であり、その点で都市防災マスタープランなどが各自治体で策定されることが望まれる。また、『地域防災計画』内の『災害復興計画』の中において復興都市計画を策定するなど、都市計画の責務は大きい。

最後に、都市防災は首都移転に関しても重要な決定要素であり、我が国がその貴重な経験に

培われた叡智を海外に提供できる分野であるということを付記しておく。

(第三計画室 黒坂剛)

●環境影響評価法への期待

公共事業などの環境への悪影響を未然に抑える環境影響評価法（環境アセスメント法）が6月に施行された。このアセス法の特徴は、手続きの各段階で、市民や自治体が意見を言える制度としたことにある。特に、調査・予測・評価を行う前に、その方法について市民が意見を言えるようになったことが、従来のアセスと大きく異なる点である。

このアセス法の趣旨を先取りして手続きが進められている事例として、2005年日本国際博覧会（愛知万博）の会場予定地である瀬戸市「海上（かいしょ）の森」がある。ここでは、絶滅の恐れのあるオオタカの営巣が確認され、これを保護するため、アクセス道路の一部着工見合わせや会場分散化などの対策が検討されている。

従来の行政指導によるアセスは「アセスメント」と皮肉られることもあったが、今後は、新しいアセス法による手続きの中で住民の声を取り入れる機会が増え、監視機能が強まることが期待される。

また、私たち都市サイドのコンサルタントとしても、地域の自然生態系の価値を把握するとともに将来の環境目標像を見きわめつつ、計画づくりに携わることが必要であると感じる。

(第二計画室 永元真也)

●自転車研究会を近々発足！

自転車道整備法が成立してから約30年、自転車の歩道走行が認められた道路交通法改正から約20年になるというのに、国あげての自動車偏愛の結果、自転車は自動車と歩行者にサンドイッチされてしまった。マナーが低くなるのは至極当然であろう。

保育園時代から自転車通園していた私としては、そろそろ自転車の側からの反撃をしたい。追い風はいくらでもある。地球環境問題、自動車の交通渋滞による交通環境・居住環境上の問題、ゆとりある生活環境の必要性、などなど。しかしやはり究極の目標は脱クルマ社会である。禁欲的であるがゆえにやりがいもある。

そこで、我が社のあらたな自主研究として自転車研究会を発足する。既存のTDM研究会やタウンモビリティ愛好会とは類似の思想をもつ。会は社内きっての自転車専門家であるI氏を中心に、最新の情報を得るとともに、真の専門家を招いて講師してもらうなど、自転車の都市交通としての復権を目指し、果敢な研究をおこなっていく。

社内・社外問わず、会のメンバーを募集します。参加希望の方は、takao@almec.co.jp まで。

(都市計画部長 高尾利文)

アルメックホットニュース（平成11年10月15日発行）

////////////////////